

こどもが生まれたら

何を

いつ

どこで

産後の行政手続は マイナポータルをチェック

本籍地・住居地を設定して、3つの質問に答えるだけ

※マイナンバーカードをお持ちでない方も情報をご確認いただけます。

オンラインで 手続できるかわかる

マイナポータルから申請画面に直接アクセスし、そのまま申請できる手続もあります。

※自治体の導入状況に応じます

マイナポータル

メニュー



出産

こどもが生まれた後の必要な手続を表示します。
自治体毎で手続や手続名が異なるため、詳細は自治体ウェブサイトをご確認ください。

7件を進めます

14日以内になるべく早く手続してください。

出生の届出



児童手当の申請



出生連絡票の提出



窓口の場所や 期限がわかる

手続ごとの申請方法（自治体窓口、会社、オンラインなど）や手続期限がかんたんにわかります。

※画面はイメージです。

出産後の手続ガイド

スマートフォンのカメラで右の2次元コードを読み取るか、URLまたはキーワードで検索してください。

マイナポータル 出産 🔍

<https://myna.go.jp/guides/childbirth>

